

監事監査報告書

平成 29 年 5 月 12 日

社会福祉法人湘南の凪

理事長 一柳 康男 殿

監事 橋 土也 みどり 印

監事 石黒、徹哉 印

私たち監事は、社会福祉法第 45 条の 18 第 1 項及び社会福祉法人湘南の凪定款第 20 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの平成 28 年度に関する理事の業務執行の状況及び社会福祉法人湘南の凪の財産の状況について監査いたしました。その結果につき本報告書を作成し、以下のように報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監事は、理事会、評議員会に出席するほか、理事等からのその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類を閲覧し、以下の各施設等の業務及び財産の状況を調査しました。また、会計帳簿等の調査を行い、財務諸表等及び事業報告書につき検討いたしました。

法人本部・もやい・mai!えるしい・えいむ・葉山はばたき・支援センター凪・
グループホームジャストサイズ

理事の競業取引、理事と法人間の利益相反取引、法人が行った無償の利益供与等に関しては上記監査の方法のほか理事等に対し報告を求めましたが、該当事案はありませんでした。

2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、法人の財務諸表（注記を含む。）、付属明細書及び財産目録の金額と合致しているものと認めます。
- (2) 法人の財務諸表（注記を含む。）、付属明細書及び財産目録は、法令及び定款に従い法人の財産、事業活動及び資金収支の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

3. その他意見

特にあります。